

公益財団法人 国際湖沼環境委員会 賛助会員規則

(賛助会員)

第1条 公益財団法人国際湖沼環境委員会（以下「当財団」という。）に賛助会員を置く。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 当財団の目的および趣旨に賛同し、事業に協力する法人または団体
- (2) 個人会員 当財団の目的および趣旨に賛同する個人

(加入)

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込むものとする。

(加入期間)

第4条 賛助会員の加入期間は、当財団の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日まで）を単位とする。ただし、新たに会員となった者の加入期間は、加入申込の日から、当該日の属する年度の終了の日までとする。

2 加入期間は、賛助会員から脱退の申出がない限り、毎年度自動的に継続されるものとする。

(会費)

第5条 会費の額は次のとおりとする。

- (1) 法人会員 年額1口につき 30,000円
- (2) 個人会員 年額1口につき 2,000円

2 会費は当財団の事業に充当し、その50%以上を法人会計に割り当てる。

3 既納の会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

(賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 刊行資料の配布を受けること。
- (2) 調査、研究成果の提供を受けること。
- (3) 資料、情報の提供を受けること。
- (4) 当財団が主催する講演会、シンポジウム等へ優先的に参加できること。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規定の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。